

#### (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為によ	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為によ

り当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手  
数料を徴収する。

(1)～(62) 略

(63) 古物営業法第7条第5項の規定に基づく古物営業の許可証  
の書換え 1件につき1,500円

(63の2)～(70) 略

2 略

り当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手  
数料を徴収する。

(1)～(62) 略

(63) 古物営業法第7条第4項の規定に基づく古物営業の許可証  
の書換え 1件につき1,500円

(63の2)～(70) 略

2 略

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。